

一級建築士免許登録資格に関する、博士課程前期課程（修士課程）修了時における実務経験の認定のためのインターンシップ科目等の履修について
（令和3年4月博士課程前期課程入学生から適用）

平成30年12月の建築士法の改正に伴い、建築学科において所定の認定科目を修得して卒業したものは、一級建築士試験の受験が可能となっている。同試験合格後の一級建築士免許の登録申請には、一級建築士試験の合格とともに2年間の実務経験が要件となっている。この建築士の免許登録資格要件のうち、大学院における実務経験要件については、平成20年9月の建築士法の改正に伴い、『建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（以下「インターンシップ」という。）及びインターンシップと関連して必要となる科目（以下「インターンシップ関連科目」という。）に係る単位を修得した単位数が所定のもの』であることが求められる。また、平成30年の改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に伴い、施行日以後の『建築物に係る研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る）』が実務経歴の対象として認められることとなった。

これらについては、下記の実務経験資格要件（A）「インターンシップおよび関連科目」、同（B）「建築物に係る研究」により個人ごとに実務経験資格の認定が行われる。なお、（A）と（B）を併用して免許の登録申請する場合、それぞれの建築実務経験期間を重複させることはできない。

■実務経験資格要件（A）「インターンシップおよび関連科目」

2年間の実務経験資格（一級建築士試験の合格後、免許登録が可能）

博士課程前期課程でインターンシップ科目等を30単位以上取得することが必要

1年間の実務経験資格（一級建築士試験の合格とともに、1年の実務経験を経て免許登録が可能）

博士課程前期課程でインターンシップ科目等を15単位以上取得することが必要

- ・インターンシップ科目等とは、大学ごとに審査基準により確認された科目である。
- ・インターンシップ科目等には、大学内外での実務に相当する経験を積むための「インターンシップ」が必須の要件としてあり、他に「インターンシップ関連科目（演習・実験・実習、講義）」の単位が加算されて実務経験資格が認定される。（下表参照）

	必要単位数	左の内訳（①～③の合計がそれぞれの必要単位数以上）		
		①インターンシップ	インターンシップ関連科目	
			②演習・実験・実習	③講義
実務経験1年	15単位以上	4単位以上	8単位以下	8単位以下
実務経験2年	30単位以上	14単位以上	8単位以下	8単位以下

（注）実務経験資格の認定のための必要単位数として、インターンシップ関連科目の科目群の、②「演習・実験・実習」、③「講義」の開講科目群から算入できる単位数はそれぞれ最大8単位までである。

建築学専攻博士課程前期課程でのインターンシップ科目等の履修について

計画・構造・環境の各系では、次のように対応している。

- ・計画系は、通常1年の実務経験、場合により2年の実務経験が取得できるようにインターンシップ科目等を準備している。授業科目開講予定一覧の備考欄において、上表の「①インターンシップ」の科目には「計画実務①」、「②演習・実験・実習」の科目には「計画実務②」、「③講義」の科目には「計画実務③」と記されている。
- ・構造系と環境系はインターンシップ科目等を準備していない。

注意事項

- ・計画系インターンシップ A1、A2、B1、B2、C は、博士課程前期課程の修了要件外科目なので修了に必要な単位数に算入できない。修了単位数を計算するとき間違わないように注意すること。
- ・学外の設計事務所等で研修する計画系インターンシップ A1、A2、C については、インターンシップを研修する学生自身の災害（ケガ、事故等）に対応する保険と、研修の中で生じた受け入れ先企業・事務所の損害に対する損害賠償責任保険の2種類の保険に加入していることが受講の条件となる。

■実務経験資格要件（B）「建築物に係る研究」

建築士の実務経験の対象実務に係る告示（令和元年国土交通省告示第754号 施行：令和2年3月1日）では、「八 建築物に係る研究開発に関する実務（公正な第三者が関与して公表されるものに限る。）」とされている。

実際に研究に費やした期間と研究内容については、免許登録申請時に本学に実務経歴証明書の記入を依頼する際に、参考資料として添付することが必要となる。研究の期間・内容の証明については各自の指導教員に相談すること。